

○荒尾市万田坑ステーションの職員の勤務に関する規程

平成28年4月1日訓令甲第14号

荒尾市万田坑ステーションの職員の勤務に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、荒尾市万田坑ステーションに勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務に関し、法令、条例、規則その他特別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(週休日)

第3条 荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）第4条第1項の規定により、職員の週休日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、その翌日

(2) 前号に規定する日のほか、館長が指定する日

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。